

生活保護

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。

対象者

- 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
※不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
- 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
- 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
- 扶養義務者からの扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。

必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており(最低生活費)、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。

最低生活費

年金・児童扶養手当等の収入

支給される保護費



※生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

手続きの流れ

- お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。
- 保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。
- 審査の結果、生活保護を受けられると判断された場合、生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

生活保護の相談・申請は

お住まいの自治体の福祉事務所※または町役場まで

※福祉事務所…市部は各市役所、郡部は県各地方局に設置



発行：愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課

改訂版

生活を支えるための支援のご案内

くらしの困りごと・不安なことはございませんか？

家族のこと

家計のこと

住まいのこと

仕事のこと



各市町に、お困りごとをお聞きする相談窓口があります！

窓口の相談支援員と一緒に考え、解決のお手伝いをします。
ひとりでかかえこまずに、まずはご相談ください。

相談無料

秘密厳守

【相談窓口】(令和6年5月現在)

市町名	相談機関名	電話番号	市町名	相談機関名	電話番号
松山市	まつやま ししゃかいふく しきょう ぎ かい 松山市社会福祉協議会 じ りつそうだん し えんまどぐち 自立相談支援窓口	089-948-6875	東温市	とうおん ししゃかいふく しきょう ぎ かい 東温市社会福祉協議会 ち いきふく し か そうだん し えんしつ 地域福祉課「くらしの相談支援室」	089-955-5535
今治市	いまばり ししゃかいふく しきょう ぎ かい 今治市社会福祉協議会 いまばり ししゃかいふく しきょう ぎ かい [今治市生活自立相談支援センター くらしの相談支援室]	0898-36-1513	上島町	かみじまちょう 上島町社会福祉協議会 そうだん し えんしつ 「くらしの相談支援室」	0897-76-2638
宇和島市	うわじまし くらしの相談窓口	0895-49-7109	久万高原町	く まこうげんちょう 久万高原町社会福祉協議会 そうだん し えんしつ 「くらしの相談支援室」	ほんしよ (本所) 0892-56-0750 ししよ (支所) 0892-21-0800
八幡浜市	やわたはまし 八幡浜市社会福祉協議会 ち いきふく し か 地域福祉課	0894-23-2940	松前町	ま さきちょう 松前町社会福祉協議会 そうだん し えんしつ 「くらしの相談支援室」	089-985-4144
新居浜市	に いはまし 新居浜市社会福祉協議会 じ りつそうだん し えん 「自立相談支援センター」	0897-47-4976	砥部町	と べちょう 砥部町社会福祉協議会 そうだん し えんしつ 「くらしの相談支援室」	089-962-7100
西条市	さいじょう ししゃかいふく しきょう ぎ かい 西条市社会福祉協議会 さいじょう し じ りつそうだん し えん 「西条市自立相談支援センター」	0897-53-0870 0898-64-2600(代表)	内子町	うち こちょう 内子町社会福祉協議会 そうだん し えんしつ 「くらしの相談支援室」	0893-44-3820
大洲市	おおず ししゃかいふく しきょう ぎ かい 大洲市社会福祉協議会 おおず し そうだん し えん 「大洲市くらしの相談支援センター」	0893-23-0313	伊方町	い かたちょう 伊方町社会福祉協議会 そうだん し えんしつ 「くらしの相談支援室」	0894-38-2360
伊予市	い よ ししゃかいふく しきょう ぎ かい 伊予市社会福祉協議会 せいかつそうだん し えん 「生活相談支援センター」	089-982-0393(尾崎) 089-983-6224(米湊)	松野町	まつ の ちょう 松野町社会福祉協議会 そうだん し えんしつ 「くらしの相談支援室」	0895-42-0794
四国中央市	し こくちゅうおう ししゃかいふく しきょう ぎ かい 四国中央市社会福祉協議会 し こくちゅうおう し せいかつそうだん し えん 「四国中央市生活相談支援センター」	0896-28-6101	鬼北町	き ほうちょう 鬼北町社会福祉協議会 そうだん し えんしつ 「くらしの相談支援室」	0895-45-3709
西予市	せい よ ししゃかいふく しきょう ぎ かい 西予市社会福祉協議会 せい よ し そうごうそうだん 福祉総合相談センター	0894-62-1150	愛南町	あいなんちょう 愛南町社会福祉協議会 そうだん し えんしつ 「くらしの相談支援室」	0895-73-7776

※ご相談はお住まいの自治体の相談窓口にお越しください。 ※当リーフレットに記載の内容は、令和6年5月現在のものであり、変更となる可能性があります。

生活困窮者自立支援制度とは・・・

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を行うことで「自立の促進」を図ることを目的としています。一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。



相談内容により、あなただけの支援プランを一緒に作ります！

相談の受付



支援プランの作成



解決までサポート

制度の内容

※実施される事業は市町によって異なります。

自立相談支援事業

生活保護の受給には至らないが、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、相談支援員と一緒に課題を整理しながらプランを立て、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金(家賃)

離職や廃業、休業等に伴う収入減少により住宅を失った又は失うおそれがある方で、所得が、ある基準以下の方に向けて、安定した就職活動ができるように、一定期間家賃相当額を支給します。



※支給にあたっては、収入や資産、求職活動等の要件があります。

※支給額は、収入状況や家賃、世帯員の数によって変動します。

就労準備支援事業

就労に必要な訓練を期限付きで段階的に行います。

家計改善支援事業

家計管理に関する相談・指導・貸付のあっせん等を行います。

子どもの学習・生活支援事業

子どもの学習支援や日常的な生活習慣のサポート等を行います。

一時生活支援事業

住居を持たない方に、一定の期間内、宿泊場所や食事の提供を行います。

生活困窮者自立支援制度だけでなく、ほかにも生活を支援する制度があります！



生活福祉資金貸付事業(生活費等)

低所得者世帯などに対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

対象となる世帯

低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等

【貸付の種類】

名 称	貸 付 の 内 容	貸 付 上 限 額 の 目 安
総合支援資金		
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	ふたり以上月20万円以内 (単身)月15万円以内
住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内

福祉資金		
福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費等	50万円以内から ※資金の用途に応じて 上限目安額を設定
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内

教育支援資金		
教育支援費	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学又は高等専門学校に修学するための経費	高校:月3.5万円以内 高専・短大:月6万円以内 大学:月6.5万円以内
就学支度費	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内

不動産担保型生活資金		
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける	土地の評価額の70%程度
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける	土地及び建物の評価額の70%程度
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者のうち、公的給付制度(失業等給付、住居確保給付金、生活保護、職業訓練受給給付金)や公的貸付制度の開始までの生活に困窮している場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内

貸付手続きの流れ



申込みの方

申し込み

市町社会福祉協議会

送付

貸付決定・送金

愛媛県社会福祉協議会

■制度に関するお問い合わせは

■生活福祉資金利用のご相談は

愛媛県社会福祉協議会

TEL 089-921-8384

お住まいの市町社会福祉協議会まで